

盛岡地方振興局長告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成19年7月13日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 岩手郡岩手町大字川口第50地割字大川辺1番、2番、3番1、4番1、4番2、5番1、5番2及び6番2の一部、大字江刈内第1地割字下松原4番11の一部及び7番1並びにこれらの区域に隣接する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市上堂四丁目11番8号 昭栄建設株式会社